

米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金のご案内

一般財団法人かがわ県産品振興機構では、県産品を販売する皆様の米国における販路開拓・拡大を目指す取組を支援しています。皆様からの応募をお待ちしています。

応募資格

県内に本社・営業所があり、県内で製造又は加工された県産食品の輸出に取り組む事業者・個人で、県税の滞納がないこと。

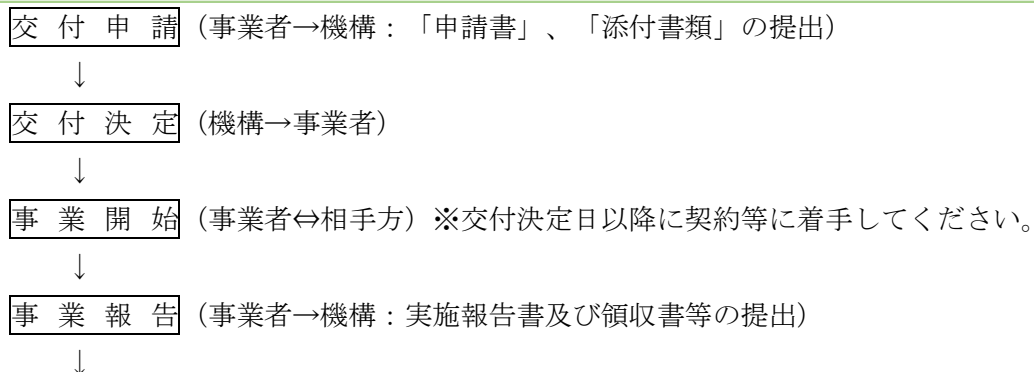
補助対象経費

- 1 食品輸出の施設登録等に係る委託費
※DUNS ナンバーの取得、米国代理人指定関連費等を含む
- 2 食品安全計画の作成に係る経費
- 3 食品防御計画の作成に係る経費
- 4 米国向け商品パッケージデザイン等作成費
※新規に作成するものに限り、増刷経費は対象としない
※米国向けに輸出できた場合に限る

補助額・補助率等

- 対象経費の1／2以内の額（千円未満切捨て）の合計又は375千円のいずれか低い額以内の額
- 事業実施期間：令和8年3月31日までに実施報告書を提出できるもの
（予算の上限に達し次第、締め切ります）
- 単年度あたり原則1回限り。ただし、一度目の申請で375千円に達していない場合は、年度内2回までの申請を認めるものとします。2度目の補助金額は、375千円から1度目の補助金額を差し引いた額を上限とします。

事務手続きの流れ



額の確定（機構→事業者）



補助金請求（事業者→機構：請求書の提出）



補助金交付（機構→事業者）

- 様式は県産品ポータルサイト「LOVE さぬきさん」（URL：下記に記載）に掲載しています。
- ご希望の方にはメールで送付しますので、下記までご連絡ください。

その他

- 詳細は交付要綱及び実施要領をご覧ください。
- 交付決定前に着手した事業は対象となりませんので、ご注意ください。

お問合せ・お申込み

一般財団法人かがわ県産品振興機構 販路開拓部 海外販路開拓担当 桂
（香川県 交流推進部 県産品振興課内）

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3373 FAX:087-806-0237

E-mail: kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

県産品ポータルサイト「LOVE さぬきさん」HP: <https://www.kensanpin.org/>

米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金 Q&A

Q 補助金交付申請書の受付は先着順か。

A 必要書類が整った申請から順次受け付けます。なお、予算の上限に達し次第、締め切ります。

Q 申請時の補助事業実施期間の終了日はどのように記入すればよいか。輸出を完了するまでの期間を含めるか。

A 補助事業実施期間の終了日は事業完了予定日を記入ください。事業完了日は、支払行為を含む全ての行為が完了した日です。「米国向け商品パッケージデザイン等作成費」を申請する場合は、製品が日本から輸出開始されることも要件となります。

Q 補助対象経費について、具体的にはどのような内容を想定しているか。

一例ですが、想定している取り組み支援は下記になります。

1 食品輸出の施設登録等に係る委託費

※DUNS ナンバーの取得、米国代理人指定関連費を含む

2 食品安全計画の作成に係る次の経費

- ・委託費・コンサル費等
- ・作成補助費
- ・予防管理の有資格者取得に係る研修費等
- ・アレルギー等に係る成分分析の検査費

3 食品防御計画の作成に係る次の経費

- ・委託費・コンサル費等
- ・作成補助費
- ・食品防御適格者に係る研修費等
- ・アレルギー等に係る成分分析の検査費

4 米国向け商品パッケージデザイン等作成費

- ・パッケージデザイン料
- ・パッケージ作成補助費
- ・栄養成分分析等に係る経費

※新規に作成するものに限り、増刷経費は対象としない

※米国向けに輸出できた場合に限る

Q FDA の施設登録について、代理人を変更するための委託費用は補助対象となるか。

A 新たに施設登録する費用が対象となります。登録情報の更新は対象経費になりません。

Q FDA の施設登録について、以前登録していたが更新しませんでした。再度登録を検討しているが、補助対象となるか？

A 対象となります。

Q FDA の施設登録について、現地での営業も含めて複数年の契約をしたが、補助対象になるか。
A FDA の施設登録についての費用が見積書等から明確に判断できる場合は対象となります。また、施設登録にかかる委託経費等の支払を 3 月 31 日までに完了する必要があります。
Q 食品安全計画の研修費等について、申請にあたって見積書は必要となるか。
A 必ずしも必要ありません。申込先のホームページの画面コピーと申込完了画面の提出などを参考資料として提出することも可能です。食品防御計画についても同様です。
Q 食品安全計画について、複数商品の作成を委託しますが、まとめて申請してよいか。
A 複数の商品を同時に申請する事が可能です。食品防御計画についても同様です。
Q 食品安全計画の研修費等について、研修先までの交通費は、補助対象となるか。
A 交通費は対象外となります。対象となるのは、受講料・教材費・証書発行費になります。食品防御計画についても同様です。
Q 食品安全計画の作成について、外部事業者から様式を入手して、作成の相談料を支払いますが補助対象となるか。
A 様式に関する手数料や作成の相談料も作成補助費に含まれます。食品防御計画についても同様です。
Q パッケージデザイン等作成費について、栄養成分分析等を実施した結果、年度内に米国向けに輸出することができないことが判明しました。この場合も補助対象となるか。
A 分析の結果、年度内に輸出ができない場合は補助対象外となります。
Q パッケージデザイン等作成費について、ラベルシール対応を予定しているが補助対象になるか。
A ラベルシールの作成を委託している場合は対象外となります。
Q パッケージデザイン等作成費について、複数の商品を申請しても良いか。
A 複数の商品を同時に申請する事が可能です。
Q 実施報告書の添付書類のうち、成果品はどのようなものか。
A 成果品としては、補助対象経費により下記を想定しております。 1 食品輸出の施設登録などに係る経費 ・施設登録完了画面の写し等 2 食品安全計画の作成費 ・食品安全計画 ※予防管理の有資格者取得に係る研修費等を申請された場合は、別途研修修了書等 ※計画の作成に必要な検査費を申請された場合は、別途検査結果等 3 食品防御計画の作成費

- ・食品防御計画

※食品防御適格者に係る研修費等を申請された場合は、別途研修修了書等

※計画の作成に必要な検査費を申請された場合は、別途検査結果等

4 米国向け商品パッケージデザイン等作成費

- ・作成したパッケージデザイン等

Q 外国通貨で支払った場合、日本円へのレート換算はどのようにすればいいか。

A 外貨交換時の領収書等に記載された外国為替相場で日本円に換算してください。外貨交換時の領収書等がない場合は、経費を支払った日における、「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」を用いて換算してください。

※関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場

<https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/index.htm>

Q 外貨建てで見積書を取得している場合、日本円へのレート換算はどのようにすればいいか。

A 見積日における「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」で日本円に換算してください。見積日が明らかでないとき（価格表等の取得をもって見積書の取得に代える場合等）は、申請日における「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」で日本円に換算してください。

※関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場

<https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/index.htm>

Q 決済通貨として、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等は認められるのか。

A 決済は法定通貨で行ってください。

Q 税込価格しかわからない（内税表示）経費における税抜価格（補助対象経費）の計算方法はどうか。

A 税込価格に100/110を掛けて1円未満の端数を切り下げた金額を税抜価格（補助対象経費）としてください。